

# Smart Data Platform サービス利用規約 共通編【現改比較表】 2022年9月27日現在

～2022年9月26日

2022年9月27日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

## 第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
4 SDPF	次の各別冊に定めるSDPFを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊（データ利活用） (2) 別冊（クラウド/サーバー） (3) 別冊（ネットワーク） (4) 別冊（IoT） (5) 別冊（モニタリング/監査） (6) 別冊（サポート） (7) 別冊（Enterprise Cloud 1.0 サービス）

(契約者が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第14条 契約者は、SDPFサービスに係る契約を一部または全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第15条 契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。

(1) 第17条（利用停止）の規定により別冊等に定めるメニュー等の利用を一部または全部停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)～(5) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

## 第1章 総則

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
4 SDPF	次の各別冊に定めるSDPFを構成する電気通信役務等その他の機能等の総称 (1) 別冊（データ利活用） (2) 別冊（クラウド/サーバー） (3) 別冊（ネットワーク） (4) 別冊（IoT） (5) 別冊（モニタリング/監査） (6) 別冊（サポート） (7) 別冊（Enterprise Cloud 1.0 サービス） (8) <u>別冊（ソリューション）</u>

(契約者が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第14条 契約者は、SDPFサービスに係る契約の一部又は全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除)

第15条 契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスに係る契約の一部又は全部を解除することがあります。

(1) 第17条（利用停止）の規定により別冊等に定めるメニュー等の一部又は全部の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)～(5) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年9月27日時点

～2022年9月26日

2022年9月27日～

2 (略)

3 当社は、第16条（利用中止）の規定によりSDPFサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPFサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPFサービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。

4 当社は、前3項の規定により、SDPFサービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、SDPFサービスの利用を一部または全部中止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、SDPFサービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

(8) (略)

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスの利用を一部または全部停止することがあります。

(1) (略)

(2) 第11条（契約の地位の承継）又は 第32条（契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3)～(4) (略)

2 当社は、前項の規定によりSDPFサービスの一部または全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2 (略)

3 当社は、第16条（利用中止）の規定によりSDPFサービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、SDPFサービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、SDPFサービスに係る契約の一部又は全部を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、SDPFサービスに係る契約の一部又は全部を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、SDPFサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1)～(6) (略)

(7) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、SDPFサービスの一部又は全部の提供が困難となったとき。

(8) (略)

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、SDPFサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) (略)

(2) 第11条（契約の地位の承継）又は第32条（契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3)～(4) (略)

2 当社は、前項の規定によりSDPFサービスの一部又は全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年9月27日時点

～2022年9月26日

2022年9月27日～

(利用の制限)

第18条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、SDPFサービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 (略)

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、SDPFサービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

第5章 データの取扱

(データの利用)

第25条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はSDPFサービスの提供の維持運営のため、契約者データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。

2～4 (略)

5 SDPFサービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等（コンテンツを含みます。）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(SDPFサービスの廃止等)

第30条 当社は、SDPFサービスの全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、180日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。

なお、2021年5月25日以前からの契約者については、当社が2021年5月25日の時点で有効ないずれかの別冊に定める各サービス（本規約附則別表1「メニュー等の移行」 「2021年5月25日以前」参照）の全部に相当するメニューを廃止する場合、当社は同様の予告期間にて通知するものとします。

2 (略)

(利用の制限)

第18条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、SDPFサービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 (略)

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、SDPFサービスの一部又は全部の利用を中止する措置をとることがあります。

第5章 データの取扱

(データの利用)

第25条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はSDPFサービスの提供の維持運営のため、契約者データ及び生成等データを確認、複写又は複製することがあります。

2～4 (略)

5 SDPFサービスを利用して契約者が提供又は伝送するデータ等（コンテンツを含みます。）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(SDPFサービスの廃止等)

第30条 当社は、SDPFサービスの全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、180日の予告期間をおいて契約者にその旨を通知するものとします。

なお、2021年5月25日以前からの契約者については、当社が2021年5月25日の時点で有効ないずれかの別冊に定める各サービス（本規約附則別表1「メニュー等の移行」 「2021年5月25日以前」参照）の全部に相当するメニューを廃止する場合、当社は同様の予告期間にて通知するものとします。

2 (略)

## Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年9月27日時点

～2022年9月26日

2022年9月27日～

- 3 当社は、別冊等に定めるメニュー等の一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段または同等の機能を提示できない場合、30日以上予告期間をもって、変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。ただし、別冊又は当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 4 本条の規定によるSDPFサービスの一部または全部の廃止があったときは、SDPFサービスの利用の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 5 本条の規定によるSDPFサービスの一部または全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

(契約者の義務)

第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(24) (略)

2～7 (略)

- 8 契約者は、SDPFサービスまたはSDPFサービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出もしくは持ち出す場合または非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。

9 (略)

- 10 契約者は、SDPFサービス又はSDPFサービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造または使用のために使用してはなりません。

- 3 当社は、別冊等に定めるメニュー等の一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段又は同等の機能を提示できない場合、30日以上予告期間をもって、変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。ただし、別冊又は当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>) に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 4 本条の規定によるSDPFサービスの一部又は全部の廃止があったときは、SDPFサービスの利用の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 5 本条の規定によるSDPFサービスの一部又は全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

(契約者の義務)

第32条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(24) (略)

2～7 (略)

- 8 契約者は、SDPFサービス又はSDPFサービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出もしくは持ち出す場合又は非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。

9 (略)

- 10 契約者は、SDPFサービス又はSDPFサービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器もしくは、通常兵器等の開発、製造又は使用のために使用してはなりません。

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2022年9月27日時点

～2022年9月26日

2022年9月27日～

(個人情報の取扱い)

第36条 当社は、SDPFサービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2～3 (略)

4 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ（以下、「EEA個人データ」といいます。）の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するEEA一般データ保護規則条件が適用されるものとしてします。

5 (略)

6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下、「UK」といいます。）の個人情報を含む契約者データ（以下、「UK個人データ」といいます。）の処理または再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するUK一般データ保護規則条件が適用されるものとしてします。

(個人情報の取扱い)

第36条 当社は、SDPFサービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報（以下、本条において「契約者個人情報」といいます。）の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。

2～3 (略)

4 欧州経済地域の個人情報を含む契約者データ（以下、「EEA個人データ」といいます。）の処理又は再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するEEA一般データ保護規則条件が適用されるものとしてします。

5 (略)

6 グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国（以下、「UK」といいます。）の個人情報を含む契約者データ（以下、「UK個人データ」といいます。）の処理又は再処理を当社が行う場合、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に掲載するUK一般データ保護規則条件が適用されるものとしてします。

附則（令和4年9月22日 CNS1サ第00964999号）

この改正規定は、令和4年9月27日から実施します。